

武豊町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は武豊町補助金等交付規則（昭和49年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー 住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機具で、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するもの（分電盤タイプ（内蔵型又は増設型・後付型）に限る。）

(2) 補助対象経費 感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用
(補助対象者)

第3条 この要綱による補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有し、町税の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内に住宅を所有し、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人

(2) 町内で住宅を新築するにあたり、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱による補助金の交付を受けた者及び当該者と同一世帯に属する者は、補助対象外とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数があるときは、切捨て）とする。

(1) 第3条第1項第1号に規定する者は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1万円を上限とする。

(2) 第3条第1項第2号に規定する者は、補助対象経費の全額。

ただし、1万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、武豊町感震ブレーカー設置補助事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号に規定する補助対象者

ア 感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用の見積書

イ 設置を予定している感震ブレーカーが一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有する製品であることを証明するカタログ等

ウ その他町長が必要と認めた書類

(2) 第3条第1項第2号に規定する補助対象者

ア 設置を予定している感震ブレーカーが一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有する製品であることを証明するカタログ等

イ その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、武豊町感震ブレーカー設置補助事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、直ちに武豊町感震ブレーカー設置補助事業計画変更申請書(様式第3号。以下「計画変更申請書」という。)に必要な書類を添えて、町長に提出し承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、変更内容を審査し、相当と認めた時は、補助金の交付の決定を変更することができる。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、感震ブレーカーの設置が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は3月20日のいずれか早い期日までに、武豊町感震ブレーカー設置補助事業補助金実績報告書（様式第4）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号に規定する補助対象者

ア 購入及び設置に要した費用を証明するもの（領収書の原本等）

イ 設置前後の写真

ウ その他町長が必要と認めた書類

(2) 第3条第1項第2号に規定する補助対象者

ア 設置後の写真

イ その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付請求及び交付)

第9条 補助金の交付は、前条の実績報告がなされた後にこれを行うものとする。

2 実績報告書を提出した者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、武豊町感震ブレーカー設置補助事業補助金等交付請求書（様式第5）を提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適切と認める場合は、補助対象者に補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付を目的以外に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第8条又は第9条第2項に規定する書類を提出しなかったとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合は、武豊町感震ブレーカー設置補助事業補助金交付決定（一

部・全部) 取消通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

(免責)

第11条 この事業により感震ブレーカーを設置した住宅において、地震発生時に火災等の被害が生じた場合においても、町は、その責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。